



国民健康保険に加入されているかたへ

～所得がなくても毎年所得の申告が必要な場合があります～

次のような場合には、所得税または住民税の申告が必要です。

国民健康保険税の減額を受けるとき

国民健康保険税では、一定の所得金額以下の世帯に対して、均等割額及び平等割額を減額する制度があります。

・4割が減額される場合

世帯の総所得金額が33万円を超え、かつ、33万円に被保険者(世帯主を除く)1人につき24万5千円を加算した金額以下の世帯

・6割が軽減される場合

世帯の総所得金額が33万円以下の世帯

減額後の均等割額と平等割額 (年額)

区分	減額がない場合	4割減額した後の額	6割減額した後の額
医療分			
被保険者1人あたり(均等割)	21,000円	12,600円	8,400円
1世帯あたり(平等割)	19,800円	11,880円	7,920円
介護分			
1人あたり(均等割)	10,800円	6,480円	4,320円

高齢者のかたの負担区分などを判定するとき

70歳以上の高齢者のかたは国民健康保険高齢受給者証または老人保健医療受給者証をお持ちのかたは、所得によって自己負担割合や自己負担限度額が異なります。

ひと月の医療費が高額になったとき

高額療養費の支給の場合、国民健康保険加入者及び世帯主のかたのうち、未申告のかたがいると上位所得とみなされ、支給額が少なくなります。

入院時食事代を支払うとき

入院すると1食あたり260円

の食事代を負担することになりませんが、住民税非課税世帯に属する場合、申請により「標準負担額減額認定証」が交付され、医療機関窓口で支払う額が減額されます。

いずれの場合も次の点に注意してください。

世帯主(擬制世帯主を含む)及び被保険者(16才未満のかたを除く)全員の申告が必要です。

前年の所得が全くなかったかたや、障害年金などの非課税所得のみのかたについても、その旨の所得の申告が必要です。

問合せ先 保険年金課 国民健康保険税係・国民健康保険給付係 内線142・147・148

国民年金Q&A

年金に関する疑問にお答えします。

Q 年金のことについて社会保険事務所に相談に行きたいのですが、混雑していて待ち時間が長いと聞きます。仕事をしており、時間がないためなかなか行くことができません。よい方法はないでしょうか?

A 社会保険事務所では日中や平日お忙しいかたの要望により、毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は火曜日)は夜7時まで時間を延長し年金相談を実施しています。また、毎月「第二土曜日」は午前9

時30分から午後4時まで、年金相談を実施しています。

なお、社会保険庁ホームページにて社会保険事務所の混雑状況を掲載していますので参考にしてください。(http://www.sirajyo.jp)

年金の相談に出かけるときは、年金番号や、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。

【例】
・年金手帳(基礎年金番号通知書)
・年金証書(年金受給者の場合)
・年金振込通帳

その他、社会保険事務所などから送付された書類がある場合、一緒にお持ちください。
また、次のような相談方法がありますので、ご利用ください。

電話による相談

基礎年金番号や年金コードをお伺いしますので、あらかじめ年金手帳や年金証書等を用意してください。

春日部社会保険事務所
048(737)7111
ねんきんダイヤル
年金を受ける手続きなどの相談
0570(05)1165
年金を受けているかたの相談
0570(07)1165

手紙での相談

基礎年金番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、相談内容を記

入し、社会保険業務センターに送付してください。

相談内容は、具体的に整理して記入してください。
〒168 8505
東京都杉並区高井戸西3 5 24
「社会保険業務センター 中央年金相談室」

Q 年金相談に行きたいのですが、高齢のため、社会保険事務所に行くことができません。何かよい方法はありませんか。

A 年金の相談は、本人の依頼があれば家族や友人のかたでも窓口で相談できます。本人の年金手帳や年金証書、本人からの依頼状、来庁するかたの身分証明書(運転免許証等)をお持ちください。
依頼状は特に定めた様式はありません。次の内容を記入してください。

- ・本人の基礎年金番号
 - ・本人の住所、氏名(押印)、生年月日
 - ・依頼内容
 - ・本人が出向けない理由
 - ・来庁するかたの住所、氏名
 - ・本人と来庁するかたの関係
- 窓口相談のほか、電話相談、手紙の相談も行っております。

問合せ先

春日部社会保険事務所
048(737)7111